

平成26年度第1回 神奈川労働局公共調達監視委員会が、平成26年6月24日(火)に、神奈川労働局大会議室において開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

平成26年度第1回

神奈川労働局公共調達監視委員会(議事概要)

開催日及び場所	平成26年6月24日(火)	
委員(敬称略)	委員長 千賀 瑛一 シンクタンク主任研究員	
	委員 杉山 茂八 公認会計士	
	委員 金子 泰輔 弁護士	
審議対象期間	平成25年12月1日から平成26年3月31日	
抽出案件	7件	
審議案件	7件	
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問	回答
	下記のとおり	下記のとおり

意見・質問	回答
冒頭、事務局より神奈川労働局公共調達審査会の活動状況についての報告を行った。	
<p>【審議案件1】 横浜公共職業安定所に係る非常用蓄電設備改修工事 (審議理由) 任意 (契約概要) 地震などの災害等に伴い停電が発生した場合に、非常灯が点灯し来所者や職員が安全に避難することとなるが、2ヶ月毎に行われる保守業者による自家発電機点検で、非常用蓄電池の交換指定時期が大幅に徒過しているとの報告を受けていたことから、随意契約により改修工事を行ったもの。</p>	
入札業者が2者との説明だが、入札を行ったのか。	見積を徴取した業者が2者で、入札は行っていない。
参考見積を徴取し、それを参考に予定価格を設定した。しかし、同じ業者から徴取した見積書の金額は参考見積より安価になっているが何故か。	複数の業者と「価格を比較する」ことを説明の上、見積書を依頼していることから、参考見積額より安価な金額になったと考えている。
この案件は競争入札(契約)なのか、随意契約なのか。随意契約だが、2者から見積を徴取している理由は何故か。また、契約にあたっては、価格交渉があつて、その金額に至ったのか。	この案件は、随意契約である。随意契約によろうとする場合、なるべく2人以上の者から見積書を徴取しなければならないことが会計法令上規定されていること、また、見積金額の妥当性を確認する必要があることから徴取している。見積合わせにより契約金額に至っている。
見積を徴取する業者を選定する時期は何時か。	調達にかかる起案が決裁された後に、年度内に工事を完了することが可能な業者を選定している。
予定価格調書に日付を付すようになっているが、日付がないのは何故か。手続きの透明性を担保するのであれば、大事な日付である、何時決まったのか。	調達にかかる起案に添付されている予定価格調書を提示していることから日付がないもとなっている。正式な予定価格調書は、決裁ののち決裁された日の日付を付し作成している。今後、日付が付されている予定価格調書を添付します。

<p>【審議案件2】 戸塚公共職業安定所に係る非常用照明設備改修工事 (審議理由) 任意 (契約概要) 非常用照明設備は、平成5年1月戸塚所新営時に設置され現在まで使用しているが、2ヶ月毎に行われる保守業者による自家発電機点検で、複数箇所点灯しないことが判明したことから、随意契約による改修工事を行ったもの。工事内容としては、照明器機の交換。前述の横浜所は非常灯を点灯させるためのバッテリー交換工事であるが、戸塚所に設置されている非常灯は内蔵されているバッテリーで点灯する仕組みとなっているもの。</p>	
<p>参考見積を依頼した業者と契約しているが、照明器具の単価が参考見積では1個46,800円と設定し、見積書では30,000円と設定している。説明では、インターネットで調べた3者の平均は35,000円であるから、この価格を予定価格に設定しているとの説明だが、これを知って30,000円に落としたとしか考えられない。随意契約の場合、予定価格を契約を予定している業者に伝えているのか。</p>	<p>予定価格は作成時から契約締結まで開示できないことから、伝えていない。</p>
<p>契約には到っていないが、他業者の見積書では36,000円と設定している。インターネットで調べた3者の予定価格に非常に近い額が設定されているので、見積合わせの効果が表れていると思うが、参考見積を依頼した業者はどういう考え方で参考見積を積算したのか。</p>	<p>一つの考え方として、予定価格を高めに設定させ、見積合わせを行った時に利益を上げやすくするようにしているのではないかと。しかしながら、参考見積は当方で確認できないものを確認するのに必要なものなので徴取することに対してはご理解をいただきたい。また、資料等で確認できない作業費用等の項目のみの徴取等に切り替えて行く方向で検討したい。</p>
<p>参考見積の徴取を否定しているものではない。予定価格を決める過程で、インターネットで調べた3者平均で計算していることは、46,800円は高すぎることを見抜いていることから、予定価格の算出については適正にされている。</p>	
<p>参考見積を徴取した平成25年12月24日から決定見積を徴取した平成26年1月31日の間に交渉の結果、決定見積額に至ったのか。</p>	<p>見積書を依頼する際に、「価格を比較する」ことを説明し、直接的な価格交渉は行っていない。</p>
<p>【審議案件3】 神奈川労働局分室 労災補償課OAフロア工事 (審議理由) 任意 (契約概要) 労働基準部労災補償課分室は、平成23年12月から民間ビルの事務室に入居し、労災診療費審査を行っているところであるが、政府の医療分野における情報化・電子化の推進に伴い、労災診療費分野においても「レセプト電算処理システム」が稼働することに伴い、分室に電子レセプト審査用のシステム端末が追加整備され、当該端末の電源やLAN等の配線機器、ケーブル類も設置されることから、事務室の一部、約8㎡を新たにOAフロア化するため指定業者による工事を行うもの。</p>	
<p>指定業者による工事は多いのか。</p>	<p>ビルの躯体に関係する工事の場合、業者を指定されることが多い。</p>
<p>入居契約を締結する時に付帯条件で清掃等の業者を指定されると思うが、その段階で指定業者を解除する交渉の余地はないのか。</p>	<p>交渉することはできるが、なかなか難しいと思う。</p>
<p>今回の場合、予定価格より見積金額が安価だったが、予定価格より見積金額が高価な場合、どのように対応するのか。</p>	<p>予定価格は支払上限額であることから、その範囲内に収まるよう、価格交渉を行うことになる。</p>
<p>業者が納得して、その範囲内に収まればよいが、そうでない場合、さらに交渉を続けて予定価格の範囲内に収まらなければ契約に至らないということか。</p>	<p>予定価格の範囲内に収まらなければ、契約に至らないことになるが、工事は必要なことから、物販品などの資料等で確認できるものの価格については具体的な数値を示して交渉を行うなど、予定価格の範囲内で契約できるよう交渉を行うことになる。</p>
<p>業者が指定されていないければ、他の業者と交渉を行えばよいが、指定されているので、周囲の情報を入手して話し合っていくことが現実的な対応と思う。</p>	<p>ご意見のとおり。</p>

<p>【審議案件4】 平成25年度備品整備計画に基づく備品(什器)購入 (審議理由) 高落札率 (契約概要) 平成25年度備品等整備計画に基づき、毎年度、労働局各課室、各労働基準監督署、各ハローワークに対し調査を行い、各所属の要望理由、必要性、緊急性等を精査しながら、各所属の備品等整備をするもの。</p>	
<p>入札参加資格で平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一)の「物品の販売」において、B、C又はDの等級を指定しているがAを外している理由は何故か。</p>	<p>予定価格金額によりABCDの等級に格付けされた者を指定することが「厚生労働省における一般競争参加資格等の取扱」で規定されており、また、必要に応じて直近の上位、下位を指定できることになっている。なお、「物販の販売」について3,000万円以上の場合A, 1,500万円以上3,000万円未満はB, 300万円以上1,500万円未満はC, 300万円未満はDとなっており、今回の予定価格がCに該当することから、BCDを指定している。</p>
<p>等級の格付けはどの様に行われるのか。</p>	<p>自己資本額、流動比率、営業年数などを点数化しその点数に応じ格付けされている。</p>
<p>【審議案件5】 非常用備品等の購入 (審議理由) 低落札率 (契約概要) 神奈川県労働局防災業務・業務継続実施要領で規定されている非常用の備品のうち、①飲料水、②非常食、③ヘルメット、④電池の必要数を調べて予算の範囲内で購入するもの。また、停電時に蠟燭を使用すると危険なことからランタンを各署所に1台調達するとともに、来所者の避難誘導用にLED合図灯の必要数を予算の範囲内で購入するもの。</p>	
<p>予定価格3,320,085円(税込)に対して落札額が1,937,943円(税込)となっているが、何故、安いのか。</p>	<p>担当者から聴取したところでは、付き合いのある業者から安価に仕入れすることができること、自社配送で配送費を縮減できることから、このような価格を提示したとのこと聞いている。</p>
<p>5者参加していて、1位2位はかなり金額が接近しているが、3、4、5位は、金額に開きがある。No.4の案件では1～6位の間で10万円位の開きで接近している。この案件は、かなり開きがある。抜きんじて、1位のNPO法人が低い。一般的に考えると290万円がある程度妥当な金額ではないかと思う。これだけの低い金額では、一般営利法人は、この様な分野での商売はできないと思う。</p>	<p>ご意見のとおり。</p>
<p>飲料水・非常食はどの程度持つのか。また、災害時に保存期限切れの非常食が提供されるのは、問題になることから、保存期間の管理は確実にやって欲しい。</p>	<p>飲料水は5年、非常食は6年。保存期限の管理は、ご意見のとおり確実に行いたい。</p>
<p>【審議案件6】 神奈川県労働局雇用均等室外9官署における電子複写機の購入及び保守契約 (審議理由) 低落札率 (契約概要) 耐用年数を経過している電子複写機の中には故障や不具合が頻繁に起こるものもあることから業務に支障が生じないよう4台を交換し機能は同等程度のものとしている。また、新たに開庁するジョブスポット6施設で使用する複写機は同規模の施設で使用している機種を選定し併せて購入するもの。</p>	
<p>(株)八雲堂は今回、初めて入札に参加したのか。</p>	<p>複写機等の入札がある場合、参加している。</p>
<p>複写機1台の定価が約135万円。予定価格を定価の11.8%で設定しているが、それと比較しても、1台31,000円、この金額で利益を上げることができるのか、経営状況などの調査をしないでいいのかという懸念がある。入札に参加させる場合、財務状況は把握しているのか。</p>	<p>統一参加資格を取得する際又は3年毎更新時に財務状況を確認している。</p>

<p>3年に1回か。</p>	<p>入札参加資格は、経営の状況又は信用度が極度に悪化している者は競争に参加させないことにしているが、入札に参加しているということは経営の状況は極度に悪化している者ではないと、判断している。また、今回、複写機の購入と保守契約を併せて調達しているが、保守契約自体は必ずしなければならないものではないが、保守契約を行っている場合、故障が発生したような時、技術員が派遣されて修理を行うが、その費用は保守料金に含まれており、何回来てもらって保守料金は変わらない、保守契約をしていない場合、派遣の都度、費用が発生することになる。</p>
<p>複写機本体の購入と保守契約との一体型の方が、圧倒的に多く、売り込む方はそれなりのメリットを求めてバランスを振り分けてくる。一方、ユーザーの方はどの辺にメリットがあるのかデメリットがあるのか、見極めが難しい。効果的な費用の使い方となると、複写機本体の購入と保守契約との一体型の調達方法になる。</p>	<p>ご意見のとおり。</p>
<p>【審議案件7】 雇用保険関係しおり・リーフレット作製 (審議理由) 任意 (契約概要) 再度入札2回を含め入札を3回行ったところであるが、予定価格の範囲内で落札されなかったこと、予定価格と3回目の応札額の差が僅差であったこと、また、再度公告入札を行った場合、納期までの期間が短くなるため、入札参加者が見込めず入札不調の可能性があり調達事務に支障をきたす恐れがあることから、随意契約としたもの。</p>	
<p>随意契約とした金額は、消費税を除くと、3,665,600円で予定価格を約7,000円程下回っているが、どのような経過で決定したのか。</p>	<p>見積書の提出を依頼したところ、最初に設定した予定価格の範囲内であったことから、決定したもの。</p>
<p>しおり、リーフレットは毎年定期的に作成しているのか。</p>	<p>定期的に作成している。なお、版下のデータは提供する仕様としている。</p>
<p>今回の論点の一つとして、入札回数、それと不落と決定し随意契約に移った見極めと判断。例えば、落札者がいないときは何回まで入札を行うルールがあるのかないのか。一番求められるのは効率性の問題と手続きだと思うが如何に。</p>	<p>効率性の問題では、やみくもに時間をかけて、行うことではなく、すべての入札に関して神奈川労働局としては再度入札2回を含め3回としている。なお、再度入札の回数は法令上規定されていないことから、局で判断することになる。</p>
<p>【総論】 今回の7案件については、概ね問題ないと思われる。 次回の委員会は、平成26年4月～平成26年6月期契約の審議とし、平成26年10月22日(水)午前10時より開催する。</p>	

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 神奈川労働局

1 開催日 平成26年6月24日 (火)

2 委員の氏名及び役職等
委員長 千賀 瑛一 (シンクタンク主任研究員)
委員 杉山 茂八 (公認会計士)
委員 金子 泰輔 (弁護士)

3 審査対象期間 平成25年12月1日～平成26年3月31日契約締結分

4 審査契約件数

(1) 公共工事

① 競争入札によるもの

・審査対象件数 0件
・審議件数 0件
うち、低入札価格調査の対象となったもの 0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数 5件
・審議件数 3件

(2) 物品・役務等

① 競争入札によるもの

・審査対象件数 11件
・審議件数 3件
うち、契約金額が500万円以上の案件 1件
うち、参加者が一者しかない案件 0件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数 1件
・審議件数 1件

うち、直近の随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないもの

0件

うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの

0件

うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかないもの

0件

うち、委託契約金額に占める再委託契約金額の割合が2分の1を超えるもの

0件

5 審査案件の抽出方法

・随意契約の公共工事のうち、契約金額が一番高いもの
・物品・役務等の競争入札によるものは、契約金額500万円以上のもの、一者応札のもの及び抽出委員が任意で抽出したもの

6 審査結果

不適切等と判断した件数 0件

結果内容及び措置状況

審査案件は適正と承認された。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(公共工事)

[競争入札によるもの]

審査対象期間 平成25年12月1日～平成26年3月31日

部局名 神奈川県労働局

公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並び にその所属する部局の名称 所在地	契約を締結 した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	備考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)	公共調達監視委員会 審議結果状況 (所見)
該当なし										

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」
- ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」
- ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(公共工事)

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間 平成25年12月1日～平成26年3月31日

部局名 神奈川県労働局

	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	横浜公共職業安定所に係る非常用蓄電設備改修工事	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H26.1.15	株式会社 テクノ ラリー 東京都中央区日 本橋3-7-7	予定価格が250万円を超えない為、法29条3第5項及予 決令 第99条第2号に該当	1,989,750	1,778,700	89.39%			所見なし
2	戸塚公共職業安定所に係る非常用照明設備改修工事	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H26.1.31	有限会社 内海 工務店 神奈川県横浜市 泉区中田町3424	予定価格が250万円を超えない為、法29条3第5項及予 決令 第99条第2号に該当	1,457,290	1,322,680	90.76%			所見なし
3	藤沢労働総合庁舎に係る受変電設備一部改修工事	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H26.2.5	有限会社 内海 工務店 神奈川県横浜市 泉区中田町3424	予定価格が250万円を超えない為、法29条3第5項及予 決令 第99条第2号に該当	1,314,705	1,214,535	92.38%			
4	横浜南公共職業安定所各階個室トイレ一部洋式化改修工事	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H26.2.12	有限会社 内海 工務店 神奈川県横浜市 泉区中田町3424	予定価格が250万円を超えない為、法29条3第5項及予 決令 第99条第2号に該当	2,433,238	2,353,260	96.71%		所見なし	
5	神奈川県労働局分室 労災補償課 OAフロア工事	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H26.2.18	パナソニックESエ ンジニアリング株 式会社 東京都江東区青 海1-1-20	借受建物の指定業者による 施工とした為、法29条の3第 4項に該当	2,094,085	1,785,000	85.24%			所見なし

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」
 ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」
 ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(物品・役務等)

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間 平成25年12月1日～平成26年3月31日

部局名 神奈川県労働局

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	神奈川県労働局官用車交換(横浜所分)	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H25.12.11	株式会社 日立オートサービス 東京都江東区東陽7-2-18	一般競争入札	1,278,380	1,008,438	78.88%	③	所見なし	
2	横浜市(青葉区・都筑区・戸塚区)との一体的施設開設に伴う什器等購入及び設置作業	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H25.12.18	有限会社エム・イー・エヌ 神奈川県横浜市旭区柏町124-4/パークサイドミナマキ103	一般競争入札	5,087,365	4,750,000	93.37%			
3	横浜市(磯子区・泉区)・川崎市多摩区との一体的施設開設に伴う什器等購入及び設置作業	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H26.1.22	有限会社エム・イー・エヌ 神奈川県横浜市旭区柏町124-4/パークサイドミナマキ103	一般競争入札	4,090,500	3,916,500	95.75%		所見なし	
4	神奈川県障害者職業能力開発校における訓練用機器の購入	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H26.1.31	株式会社富士通マーケティング 東京都文京区後楽1-7-27	一般競争入札	7,732,362	5,541,335	71.66%		所見なし	
5	平成25年度備品整備計画に基づく備品(什器)購入	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H26.2.18	株式会社サンワブロードビジネス 横浜市港南区上大岡西2-13-7	一般競争入札	5,199,801	5,145,000	98.95%		所見なし	所見なし
6	非常用備蓄品の購入	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H26.2.18	特定非営利活動法人 日本防災環境 横浜市中区扇町3-8-6	一般競争入札	3,320,085	1,937,943	58.37%			所見なし

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」
 ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」
 ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(物品・役務等)

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間 平成25年12月1日～平成26年3月31日

部局名 神奈川県労働局

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
7	平成25年度備品等整備計画に基づく書籍・地図等の購入	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H26.2.7	株式会社ワイソリューション 横浜市戸塚区品濃町888-16	一般競争入札	1,060,673	999,600	94.24%		所見なし	
8	神奈川県労働局雇用均等室外9官署における電子複写機の購入及び保守契約	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H26.2.4 (保守契約はH26.4.1契約締結予定)	株式会社八雲堂 横浜市磯子区洋光台6-20-6	一般競争入札	2,848,876	1,175,304	41.26%		所見なし	所見なし
9	横浜公共職業安定所における自動窓口受付システム機器の購入及び設置一式	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和	H25.12.18	株式会社ミナト事務器 横浜市中区中里1-9-27	一般競争入札	5,344,408	4,599,000	86.05%		所見なし	
10	WINDOWS XPサポート期限終了に係る機器更新の為にパーソナルコンピュータ等購入	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和	H26.1.22	東京都港区芝浦1-2-3 シャープビジネスソリューション株式会社	一般競争入札	7,837,456	5,839,517	74.51%		所見なし	
11	マザーズハローワーク相模原の新規設置に伴う新規備品等購入及び既設備品等移設作業	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H26.2.12	株式会社トミヤ 横浜市中区野毛町4-173-2-1203	一般競争入札	4,969,351	4,053,000	81.56%			

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」
- ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」
- ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(物品・役務等)

[随意契約によるもの]

審査対象期間 平成25年12月1日～平成26年3月31日

部局名 神奈川県労働局

No.	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	雇用保険関係しおり・リーフレット作製	支出負担行為担当官 神奈川県労働局 総務部長 井上 利和 横浜市中区北仲通5-57	H26.2.6	富士プリント株式会社 北海道札幌市中央区南16条西9丁目2-10	一般競争入札を実施したが不落となり、緊急の必要により再度広告入札を行うことができないため、予決令第99条の2により不落随意契約とした。	3,672,648	3,665,600	99.81%			所見なし

※別紙様式1～別紙様式4の備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ①低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」
- ②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」
- ③競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」